

成績評価に係る客観的な指標の算出に関する要領

令和元年7月2日

(目的)

第1 この要領は、岐阜県立看護大学（以下「本学」という。）の各学生の成績評価に係る客観的な指標（以下「GPA」という。）の算出方法を定めることにより、各学生の成績順位を把握し、学修の評価を行うことを目的とする。

(対象科目)

第2 GPA算出の対象科目は、当該年度に成績評価が出された授業科目とする。

2 前項の授業科目のうち、次の各号に該当する授業科目は、GPA算出の際、算入しない。

(1) 自由科目

(2) 本学入学前に本学又は他の大学等において修得し、本学における授業科目の履修として修得したものと認定された授業科目

(算出方法)

第3 学生が履修した授業科目の成績の評点及びグレード・ポイント（以下、「GP」という。）は、次の表のとおりとする。

評点	GP
100～90点	4
89～80点	3
79～70点	2
69～60点	1
59点以下	0

2 GPAは、学生ごとに次の計算式により求めるものとし、算出された数値の小数点第2位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(\text{当該年度に評価を受けた授業科目の単位数} \times GP) \text{の合計}}{\text{当該年度に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

3 評点が数字で出されなかった授業科目の評点は0点として扱う。

(順位)

第4 第2及び第3の規定により算出したGPAを基に学年ごとに成績順位を付す。

2 成績順位は、指標の高い順に付すものとし、GPAが同数値の場合は、同順位とする。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、GPAの算出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年7月2日から施行する。